平成２６年（フ）第２１号
青森県五所川原市字末広町１番地58
債務者　木村　　優
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
愛知県北名古屋市徳重土部53番地　グリーンハイツ横井１－Ｂ、従前の住所愛知県北名古屋市片場六所１番地４
債務者　亀下　昭子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字東張渡42番地３　シャトー３号、前住所青森県三戸郡田子町大字田子字田子４番地の48
債務者　山田奈保子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
佐賀県三養基郡基山町けやき台２丁目12番地16
債務者　兼延　将貴
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
佐賀県三養基郡基山町けやき台２丁目12番地16、住民票上の住所福岡県福岡市早良区大字飯場891番地
債務者　兼延　初子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番132号　キングハイツ201号
債務者　那須　純哉
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
宮城県大崎市古川大幡字道上６番地１　トロイメライ203号
債務者　米倉　順子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月19日午前10時30分
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
宮城県大崎市古川大幡字道上６番地１　トロイメライ203号
債務者　米倉　吉雄
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月19日午前10時35分
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
横浜市南区八幡町22番地１　南ハイツ弐番館201号
債務者　中島　一徳
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１４号
神奈川県鎌倉市植木818番地　テラス植木１
債務者　掛波　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８７号
横浜市港南区野庭町673番地　野庭住宅４棟305号
債務者　瀧川　良徳
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番33―507号
債務者　杉本　弥生
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９６号
東京都青梅市今井３丁目31番地の43
債務者　實森　孝廣
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
栃木県栃木市万町12番12号
債務者　坂田　勝利
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目26番23号
債務者　橋本　正光
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
熊本県阿蘇市永草1351番地１
債務者　山部　博美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部